

杉並区環境・省エネ対策実施プラン

～杉並区役所エネルギー管理指針～



平成 2 2 年 2 月

杉 並 区

はじめに

「環境先進都市」を標榜する杉並区では、平成13年10月にISO14001の認証を取得し、環境マネジメントシステムを導入するとともに、平成14年1月には、「杉並区地球温暖化対策実行計画」を策定し、温室効果ガスの排出削減等に取り組むなど、区役所全体で環境負荷の低減に努めてきたところである。

こうした取組みが、エネルギー利用の抑制とコスト縮減に大きな成果を挙げてきた反面、社会環境の変化や長年の取組過程の中で、一定の課題や問題が顕在化してきたこともまた否めない。

一方、国においては、地球温暖化対策の一層の強化と徹底を図るため、平成20年5月に「エネルギーの使用の合理化に関する法律」が、さらに、同年6月には「地球温暖化対策の推進に関する法律」が、それぞれ改正されるとともに、東京都においても同様に、平成20年7月に「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」が改正され、いずれも平成22年度から事業者が、数値目標を含め、一定の省エネルギー対策や温室効果ガスの排出削減義務を負うこととなった。そのため、杉並区としても、本庁舎や区有施設のエネルギー利用の抑制などについて、新たな対応が求められることとなったものである。

杉並区では、今般の法令改正を契機として、これまでの省エネルギー対策への取組方法や課題等を検証するとともに、区役所における環境対策を一層、効果的に推進していくため、今後の取組方針や達成目標のあり方などについて、必要な検討を進めてきたものである。その結果、将来を見据えた新たな取組みとして再構築することとし、従来のISO14001の認証基準に基づく環境マネジメントシステム及び「杉並区地球温暖化対策実行計画」を廃止し、改めて、杉並区独自の自律的かつ実践的な環境対策に取り組むこととした。

本実施プランは、その具体的な取組みの基本指針として、杉並区環境基本計画に基づき、エネルギー管理と環境配慮行動について、区役所が率先して取り組むべき方向や内容について定めるものである。

なお、本実施プランの実施にあたっては、その実効性を確保し、確実な成果を挙げていくため、全職員による真摯な取組みが求められる。

平成22年2月

杉並区長

<目 次>

1 実施プランの概要	1
(1) 実施プラン策定までの主な経過と総括	
(2) 実施プランの目的	
(3) 実施プランの計画期間	
(4) 実施プランの位置付け及び性格	
2 実施プランの目標	2
(1) 実施プランの達成目標	
(2) エネルギーの管理者及び種別等	
3 目標達成に向けた基本方針	4
(1) 基本的な考え方	
(2) 実施プラン運用の3つの柱	
4 実施プランの推進体制	7
(1) 実施プランの推進組織	
(2) 事務局と主管部門との連携	
(3) エネルギー管理に関する年間スケジュールの概要	
5 実施プランの検証と公表	11
(1) 実施プランの検証・評価	
(2) 実施プランの取組状況の公表	
【資料編】	13
資料1 エネルギー使用量原油換算 30kℓ以上の主な区有施設	
資料2 環境マネジメントシステムの実績	
資料3 関係法令等の抜粋	
(1) エネルギーの使用の合理化に関する法律	
(2) エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令	
(3) 平成21年3月31日経済産業省告示第66号	
(4) 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例	
(5) 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則	
(6) 地球温暖化対策の推進に関する法律	
(7) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律	
資料4 エネルギー管理に関する法令の比較	

1 実施プランの概要

(1) 実施プラン策定までの主な経過と総括

区では、平成 13 年 10 月に ISO14001 の認証を取得し、環境マネジメントシステムを導入し、環境負荷の低減に向けた区の姿勢を明確にするとともに、環境目標の設定と実践により、平成 20 年度までの区役所全体で、約 24 億円のコスト削減を達成している。また、平成 14 年 1 月には、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく「杉並区地球温暖化対策実行計画」を策定し、温室効果ガスの排出抑制のための目標を定め、併せて、計画の取組み、点検及び区民への公表等を通じて、区役所としての地球温暖化対策を推進してきた。

こうした取組みにより、職員の環境意識の向上やコスト削減に大きな成果を挙げたが、一方で、ISO14001 の認証の更新審査に要するコスト負担や削減目標における基準年度のあり方など、見直すべき課題や問題も顕在化してきたところである。

加えて、地球温暖化対策の強化と徹底を図るため、「エネルギーの使用の合理化に関する法律」等の改正により、区が行うべきエネルギー管理業務について、さらに効果的で効率的な執行が求められるなど、省エネルギー対策のあり方を根本から見直す必要が生じてきた。

そこで、法令改正に的確に対応するとともに、環境マネジメントシステムによる成果と課題の検証を踏まえ、改めて、杉並区にふさわしい持続性のある環境・エネルギー対策を再構築するため、エネルギー管理の基本指針として、「杉並区環境・省エネ対策実施プラン」（以下「実施プラン」という。）を策定するものである。

(2) 実施プランの目的

実施プランは、杉並区環境基本計画との整合性を図り、区役所として取り組むべき自律的かつ効果的な環境及び省エネルギー対策の基本指針として、達成目標及び取組みの具体的な内容等を定めるものである。

(3) 実施プランの計画期間

実施プランの計画期間は、平成 22 年度から平成 26 年度までの 5 年間とする。ただし、杉並区環境基本計画の改定及び計画の達成状況等を踏まえ、見直し、必要に応じて改定するものとする。

(4) 実施プランの位置付け及び性格

実施プランは、杉並区環境基本計画の下位計画として位置付け、併せて、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第 20 条の 3 の規定に基づく杉並区地球温暖化対策実行計画としての性格を有するものとする。

2 実施プランの目標

(1) 実施プランの達成目標

実施プランの達成目標は、法令等に基づく区の責務を確実に果たしていくとともに、従来の環境マネジメントシステムによるエネルギー使用量の削減実績等を踏まえ、区におけるエネルギー管理の一層の効率化と環境配慮行動の促進を図るため、杉並区環境基本計画に基づき、エネルギー使用量等の削減目標を次のように定める。

エネルギー削減の達成目標

区 分		削減目標値 / 年度	計画期間	達成目標 (平成 26 年度)
杉並区全体		エネルギー使用量 前年度比 2%の削減	平成 22 年度 ～26 年度	温室効果ガス 10%の削減 (平成 21 年度比)
杉並区役所本庁舎 (1,500kℓ以上)		温室効果ガス 基準排出量比 8%の削減		
区 有 施 設	中規模事業所 (30kℓ～1,500kℓ)	エネルギー使用量 前年度比 2%の削減		
	小規模事業所 (30kℓ未満)			

- 1 区分欄の()内の数値は、「エネルギーの使用の合理化に関する法律」等に基づく原油換算によるエネルギー使用量である。
- 2 本庁舎における温室効果ガス基準排出量は、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」に基づく、直近3ヵ年(平成16年度～18年度)の平均排出量である。(2,680tCO₂)
なお、本庁舎におけるエネルギー使用量の削減目標値については、電気、ガスの使用実態及び温室効果ガス排出係数を考慮すると、上記3ヵ年の平均使用量に対して、8～9%程度となる。

【本庁舎エネルギー3ヵ年平均使用量・排出係数】

電 気	約 381 万 Kwh	0.382
ガ ス	約 53 万 m ³	2.280

※本庁舎におけるエネルギー管理は、政策経営部経理課が一括して行うものとする。

- 3 区有施設のうち中規模事業所は、P14 資料1のとおりとする。
- 4 達成目標(平成26年度)は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく目標数値とする。

環境配慮行動における管理項目の達成目標

区 分	削減目標値等 / 年度	目標達成年度
用 紙 類	平成 21 年度比 15%削減	平成 26 年度
一 般 廃 棄 物	平成 21 年度比 10%削減	
グリーンプール	100%	

- 1 用紙類は、特に指定したものを除く全ての用紙類を対象とする。
- 2 一般廃棄物は、本庁舎においては、政策経営部経理課が一括して管理する。
- 3 グリーンプールについては、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」に基づく、物品購入等を推進する。

(2) エネルギーの管理者及び種別等

法令等の改正により、エネルギーの管理主体が従来の事業所（施設）単位から事業者単位に変更されたことから、区においても、原則として、「杉並区」が管理者として、エネルギー管理を行うこととなる。

実施プランにおけるエネルギーの管理者、種別並びに環境配慮行動における管理項目は、次のとおりである。

エネルギーの管理者

エネルギーの管理範囲は、法令の定めがある場合を除き、区が設置及び管理する全ての区有施設とし、管理者は、次表のとおりとする。

施設区分等		エネルギー管理者	根拠法令等
1	本庁舎及び区有施設 (指定管理者、委託又は協働事業等により管理運営する施設を含む。)	区長部局	地方自治法 エネルギーの使用の合理化に関する法律等の定めによる。
2	行政委員会（教育委員会を除く。） 監査委員・区議会		
3	学校その他の教育機関 (指定管理者又は委託により管理運営する施設を含む。)	教育委員会	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第2号による。
4	P F I (Private Finance Initiative) により管理運営する施設	特定目的会社 (S P C)	P F I 事業契約の定めによる。

1 「法令の定め」とは、資産の取得又は設置、管理若しくは処分、更新に関する権限の所在に関する規定をいう。

2 エネルギー管理の権限等の所在については、「法令の定め」によるほか、事業契約や賃貸借契約など、施設管理に関する契約内容等を考慮して判断する。

エネルギーの種別

管理するエネルギーの種別は、次の9種類とする。

電気	ガス	上下水道	ガソリン	軽油	重油	灯油
L P G (液化石油ガス)		C N G (圧縮天然ガス)				

環境配慮行動における管理項目

環境配慮行動における管理項目は、次の3項目とする。

用紙類	一般廃棄物	グリーン購入
-----	-------	--------

3 目標達成に向けた基本方針

(1) 基本的な考え方

実施プランを実効性あるものとして運用していくためには、省エネや省資源に対する職員の意識が重要である。全ての経営コストが基本的に区民の税金で賄われていることを職員一人ひとりが改めて認識するとともに、主管部門である各部において、部長の指揮と責任の下、主体性をもって取り組むものとする。

また、エネルギー管理にあたっては、

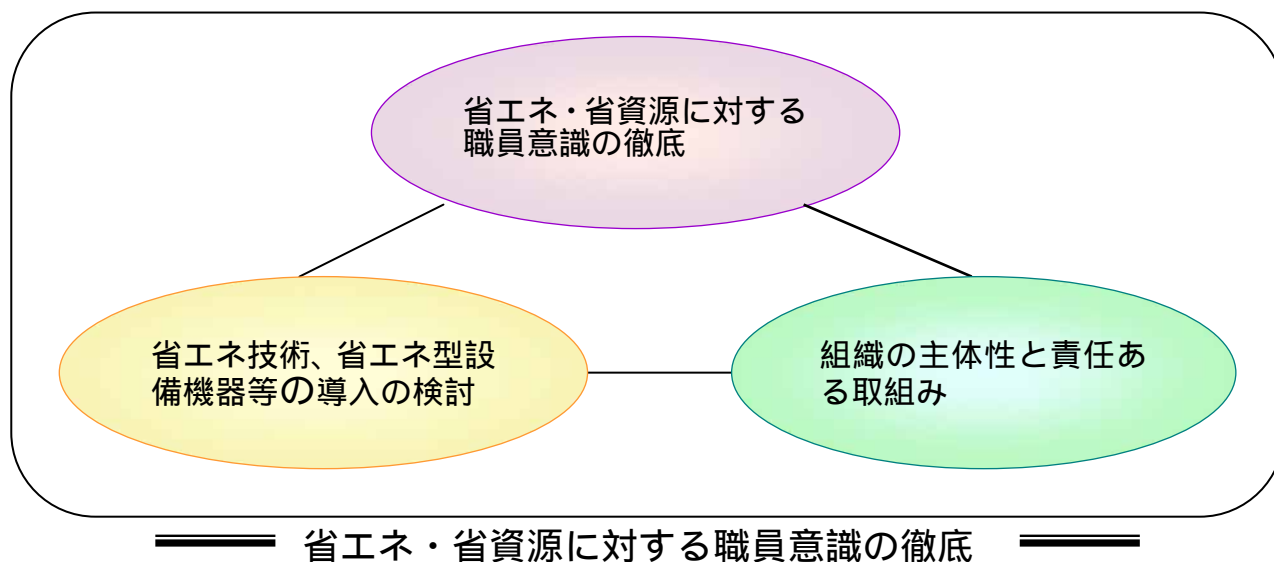
- ①施設規模や構造、経過年数、設備機器の技術水準、耐用年数、使用頻度
- ②施設の稼働及び供用日数
- ③施設の配置職員数や利用人員など

施設の実情を踏まえ、長期的に持続可能な取組みとして実施する。

なお、施設改修や設備機器の更新については、費用対効果や優先度等を十分考慮し、自治体経営全体の観点から判断する。

(2) 実施プラン運用の3つの柱

基本的な考え方を踏まえ、以下のとおり3つの柱を設定し、目標達成に向けて、エネルギー管理に取り組むものとする。



実施プランの運用にあたっては、職員一人ひとりが、省エネ・省資源及び環境負荷の低減に対する意識を高め、積極的に取り組むこととし、職務執行にあたっては、次のような事項について、率先して実践していくものとする。

1 職員の意識喚起

- ① エネルギー管理とコスト意識の徹底
- ② マイバッグ使用等の環境配慮行動、ノー残業デー（水曜日）等の励行

2 エネルギーの使用抑制

(1) 使用量の主な削減方法

- ① 毎月の使用量の把握と職員間の情報共有による使用量の抑制
- ② 室温の夏季 28℃、冬季 19℃の設定遵守とクールビズ及びウォームビズの推進
- ③ 不要箇所の消灯の徹底と待機電力の削減
 - ア 会議室や洗面所等の使用後や昼休み時の窓口業務以外の消灯
 - イ 長時間離席する場合のパソコンのシャットダウン
 - ウ 退庁時の不要な電気製品の主電源からの切断
- ④ 節水コマやセンサー式自動水栓等の導入と漏水、破損への迅速な対応
- ⑤ エレベーターの使用抑制と階段利用の励行

【問】本庁舎で全ての照明を毎日、1時間消した時の省エネ効果は？

【答】1年間で、本庁舎のエネルギー使用量の約1%の省エネとなります。

(2) 省エネ型電気製品の活用

- ① 買替え時及び賃貸借契約時等における省エネ型製品の購入
- ② 電気製品使用基準に基づくもの以外は購入又は使用しないこと

(3) 公用車の適正な運行管理によるガソリン等の削減

- ① 公用車の使用抑制
 - ア 自転車や公共交通機関の利用促進、ノーカーデー（水曜日）の徹底
 - イ ガソリン供給契約の適正化、相乗り運行の励行
- ② エコドライブ、アイドリングストップの励行

3 資源の節約・リサイクルの推進

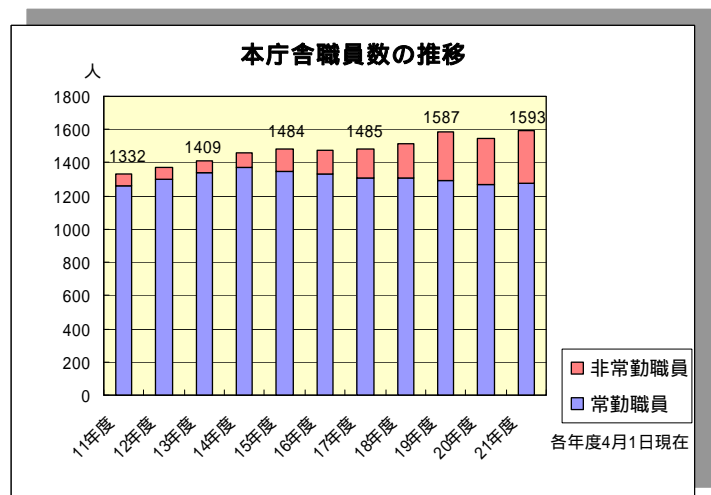
- ① 廃棄物の分別とリサイクルの徹底（ビン、缶、ペットボトル、古紙）
 - ア 再生品の利用促進及び裏紙使用、ファイル、バインダー類の再利用
 - イ 庁内LANの掲示板による不要物品類等の再利用
- ② 使い捨て製品の使用抑制や持込ごみの抑制による廃棄物の削減
- ③ ペーパーレス化、グリーン購入の推進

【参考】

本庁舎職員数とエネルギー使用量等

本庁舎に勤務する職員数は、右図のとおり10年間で約200名以上増加しています。

しかし、本庁舎のエネルギー使用量等は、環境マネジメントシステムの実践により、平成20年度は、平成11年度比で、電気については、一人1台パソコンの導入や土日開庁等の影響により増(31.3%)となっていますが、ガス(▲5.9%)、水道(▲2%)、ガソリン(▲42%)、廃棄物(▲50.6%)、用紙類(▲26.8%)は全て減少し、職員数の増とは逆に削減が進んでいます。(P15 資料2 参照)



—— 省エネ技術、省エネ型設備機器類の導入の検討 ——

エネルギー使用の効率化を推進していくためには、職員の環境意識や省エネへの取り組みの徹底を図るほか、既存の施設設備について、保守点検等の適正な管理を行い、可能な限り長期に継続して使用できるようにする。また、更新等にあたっては、省エネ型の設備機器類の導入や拡大を検討することが必要である。

ただし、省エネ型の設備機器類等の導入には、多額のコストが必要であることから、コストとエネルギー削減効果等を十分見極めながら、慎重に判断するものとする。

(1) 区役所本庁舎における施設維持管理の効率化

- ① コージェネレーションシステムの効率的な運用
- ② 省エネルギー化に向けた総合的な維持管理方法のあり方の検討

(2) 区立施設における維持管理の効率化

- ① 太陽光発電機器の設置及び空調機、照明器具の省エネ化（LED など）、高効率機器、照明制御システムなどの導入の検討
- ② 建物外壁等における断熱効果の高い素材の使用や改善策の検討

—— 組織の主体性と責任ある取組み ——

適正なエネルギー管理を推進していくためには、実施部門である部・課組織において、職員意識の徹底とともに、省エネに向けた取組方針の明確化、取組成果や課題の共有化など、効率的で持続可能なエネルギーの管理体制の構築に努めるものとする。

(1) 責任者によるエネルギー管理に対する取組方針の明確化

- ① 組織目標の設定及び削減計画の策定及び実践
- ② 職員研修の実施等

(2) 職務執行にあたっての環境法令の遵守等

- ① グリーン購入の推進
- ② 法令で定める基準の遵守及び適正手続きの徹底
 - ア フロン類、ポリ塩化ビフェニル(PCB)、化学物質等の適正な管理・保管
 - イ 可燃・不燃ごみ、医療系廃棄物、汚泥、PCB、化学物質等の適正な廃棄
 - ウ 送風機等による騒音の測定及び発生抑制
 - エ 重油、ガソリン等の適切な管理・保管
- ③ 重油、フロン類、PCB、灯油に関する緊急事態への体制等の整備

(3) 部・課を単位とした確実な削減計画等の実施と課題の把握

- ① P D C A サイクルによる継続的な検証の実施
- ② 適切な自己点検の実施
- ③ 実施に伴う課題、問題点の把握・分析と対応策の検討

4 実施プランの推進体制

(1) 実施プランの推進組織

実施プランに基づくエネルギー管理を適正かつ効果的に推進していくため、最高意思決定権者である区長の下に、「(仮称) 実施プラン推進本部会」を設置するとともに、法令に基づく必要な要員等を確保するなど、実施体制の整備を図る。

(仮称) 実施プラン推進本部会

(仮称) 実施プラン推進本部会は、区が管理するエネルギーの削減計画の実施状況や成果の検証等を含めた進行管理を行うとともに、エネルギー使用量の削減状況及び環境配慮行動の進捗状況等について、区長に報告し、併せて、区民に公表する。

実施体制の整備

エネルギー削減計画等に関する実施体制は、次のとおりとする。

エネルギー管理者の役職名		所掌事務
区長		エネルギー管理に関する最終的な方針決定を行う。
(仮称) 実施プラン推進本部会		
管理統括者	副区長（環境政策担当） 教育長	エネルギー管理に関する方針の策定及び実施の進行管理を行う。
管理責任者	統括部長（条例部長） 経理課長	管理統括者の指導の下、削減計画の策定及び実施等（自己点検を含む。）を担当する。 経理課長は、エネルギー管理者として本庁舎の総合的なエネルギー管理を担当する。
管理企画推進者	環境都市推進課長 教育委員会事務局庶務課長	管理統括者及び管理責任者を補佐する。
管理推進者	各課長	管理責任者の下、エネルギー管理に関し、削減計画の策定、実施等を担当する。

法令に基づく要員の確保及び専門機関による検証

エネルギー削減計画等の円滑な実施に向けて必要な組織体制を整備するほか、法令に基づく「技術管理者」の配置や温室効果ガス排出量の法適合性を担保するための「検証機関」による検証など、エネルギーの適正管理に取り組むものとする。

技術管理者（テクニカルアドバイザー）

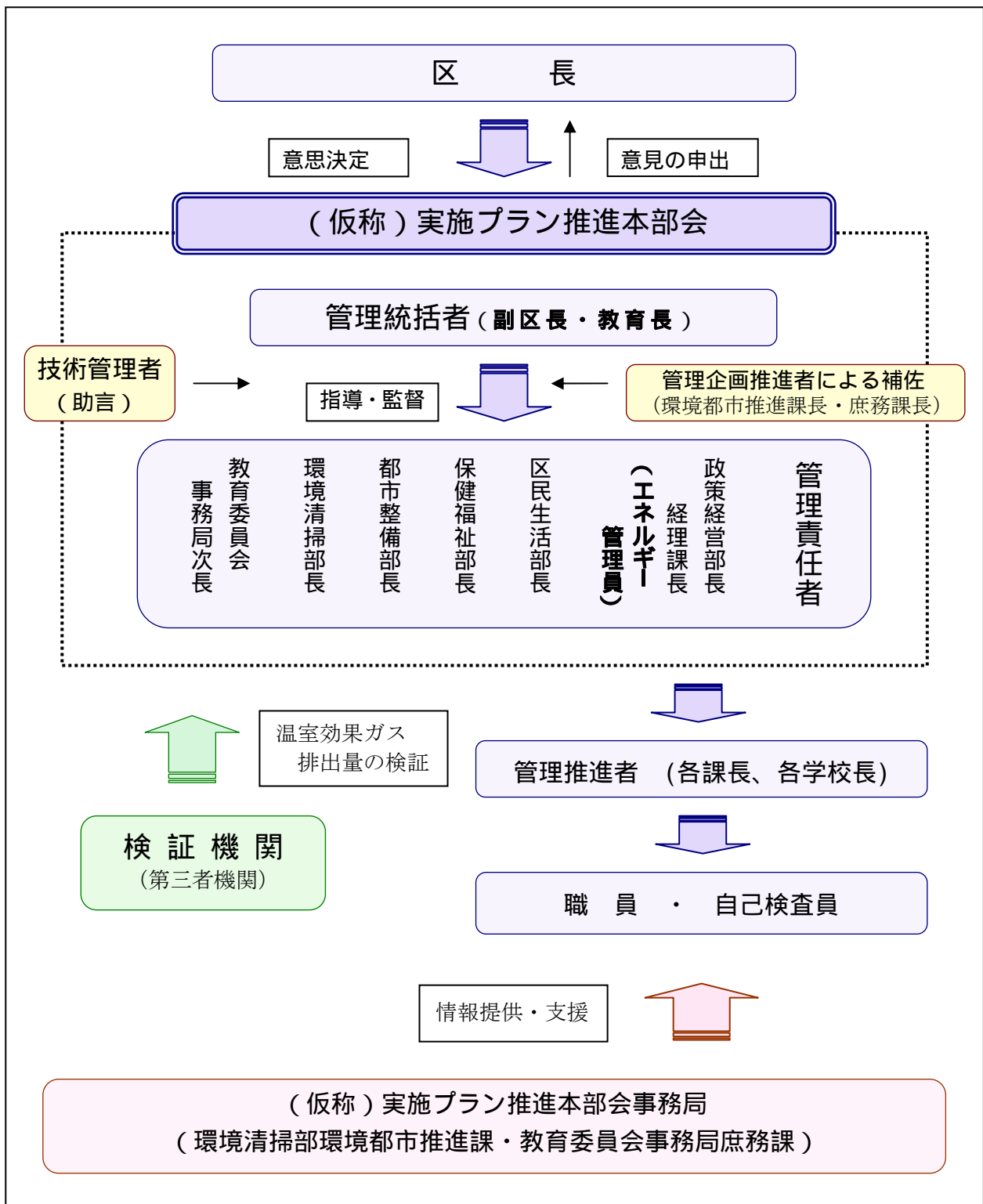
技術管理者は、エネルギー管理について専門的な助言を行う者で、エネルギー管理士等の資格を有する者をいう。事業者は、技術管理者の選任・配置が義務付けられている。（環境確保条例）

検証機関（第三者機関）

検証機関は、事業者における温室効果ガス排出量の客観的な検証と確定等を目的として、東京都に登録された第三者機関であり、一定の資格を有する「検証主任者」の配置が義務付けられている。

（環境確保条例）

エネルギー削減計画等の実施体制の概要図



- 1 管理統括者の副区長は、環境政策担当の副区長とする。
- 2 管理企画推進者及びエネルギー管理員（経理課長）は、エネルギー管理士又はエネルギー管理講習会修了者とする。
- 3 政策経営部経理課長は、本庁舎のエネルギー管理を総括する。
- 4 自己検査員は、部・課における自己点検を実施するため、各課において選任する。

(2) 事務局と主管部門との連携

実施プランの運用にあたり、(仮称)実施プラン推進本部会の事務局は、実施に関する総括的な事務等を所掌し、主管部門は、具体的な削減計画の策定及び実施に関する事務を所掌するものとし、相互に協力・連携してエネルギー管理等の効果的な推進を図る。

主な事務分担は、次のとおりとする。

	(仮称)実施プラン推進本部会事務局 (環境都市推進課、庶務課)	主管部門 (各部・課)
計 画 (P)	<ul style="list-style-type: none"> ○事務説明会の開催 ○様式、書式等の資料提供 ○エネルギー削減計画や実施状況等の取りまとめ ○本部会への付議資料等の作成 ○国、都への提出書類等の作成 	<ul style="list-style-type: none"> ○所管施設ごとの前年度エネルギー使用量の把握・集計 ○エネルギー使用量削減計画の策定 ○法令による施設（エネルギー使用量原油換算 30kℓ以上 1,500kℓ未満）については、地球温暖化対策報告書を作成 ○自己検査員の選任 ○本庁舎のエネルギー使用量の集計及び削減計画の策定等 (経理課長)
実 行 (D)	<ul style="list-style-type: none"> ○管理統括者の補佐 ○環境・省エネ関連情報の提供と主管部門に対する支援 ○区民意見等の受理・取りまとめ 	<ul style="list-style-type: none"> ○計画の実行と進行管理 ○事業実施にあたっての環境保全への配慮、法令遵守 <ul style="list-style-type: none"> ① 法的要求事項の自主管理の徹底 ② 化学物質の管理徹底と常時保管する量の削減 ③ 緊急事態に対応した体制等の整備 ○研修の実施 ○区民意見等の受理等 ○本庁舎におけるエネルギーの総合的な管理 (経理課長)
点 検 (C)	<ul style="list-style-type: none"> ○エネルギー使用量及び自己点検結果等の取りまとめ ○改善計画や見直しへの指導・助言 	<ul style="list-style-type: none"> ○部・課を単位とした自己点検の実施 ○目標達成が困難な場合等における原因の調査、改善策等の検討 ○エネルギー使用量の事務局への状況報告 ○本庁舎のエネルギー使用量の集計等 (経理課長)
見 直 し (A)	<ul style="list-style-type: none"> ○エネルギー管理に関する区民への公表と区民意見の集約・計画への反映 	<ul style="list-style-type: none"> ○省エネ対策に関する積極的な検討、改善 ○本庁舎の省エネ対策のあり方に関する検討及び維持管理方法の改善 (経理課長)

(3) エネルギー管理に関する年間スケジュールの概要

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
主 管 部 門	使用量の集計 (前年度)	エネルギー削減計画の実施 (毎月のエネルギー使用量の把握、省エネ・省資源への取組み・自己点検等)										
	削減計画の策定等	実務研修の実施							自己点検結果等による取組方法の見直し			
(環境都市推進課・庶務課) 管理企画推進者	主管部門への情報提供、支援 (様式・書式等の資料提供・エネルギー使用量の集約及び関係機関への報告等)											
本部会	削減計画の付議等					実施状況の集約・付議等 (上半期)					削減計画取組状況等の公表	
	削減計画の方針決定 実施状況の検証等						実施状況の検証等 (上半期)					
国・都	関係書類の提出						関係書類の提出					

5 実施プランの検証と公表

(1) 実施プランの検証・評価

① 主管部門による自己点検

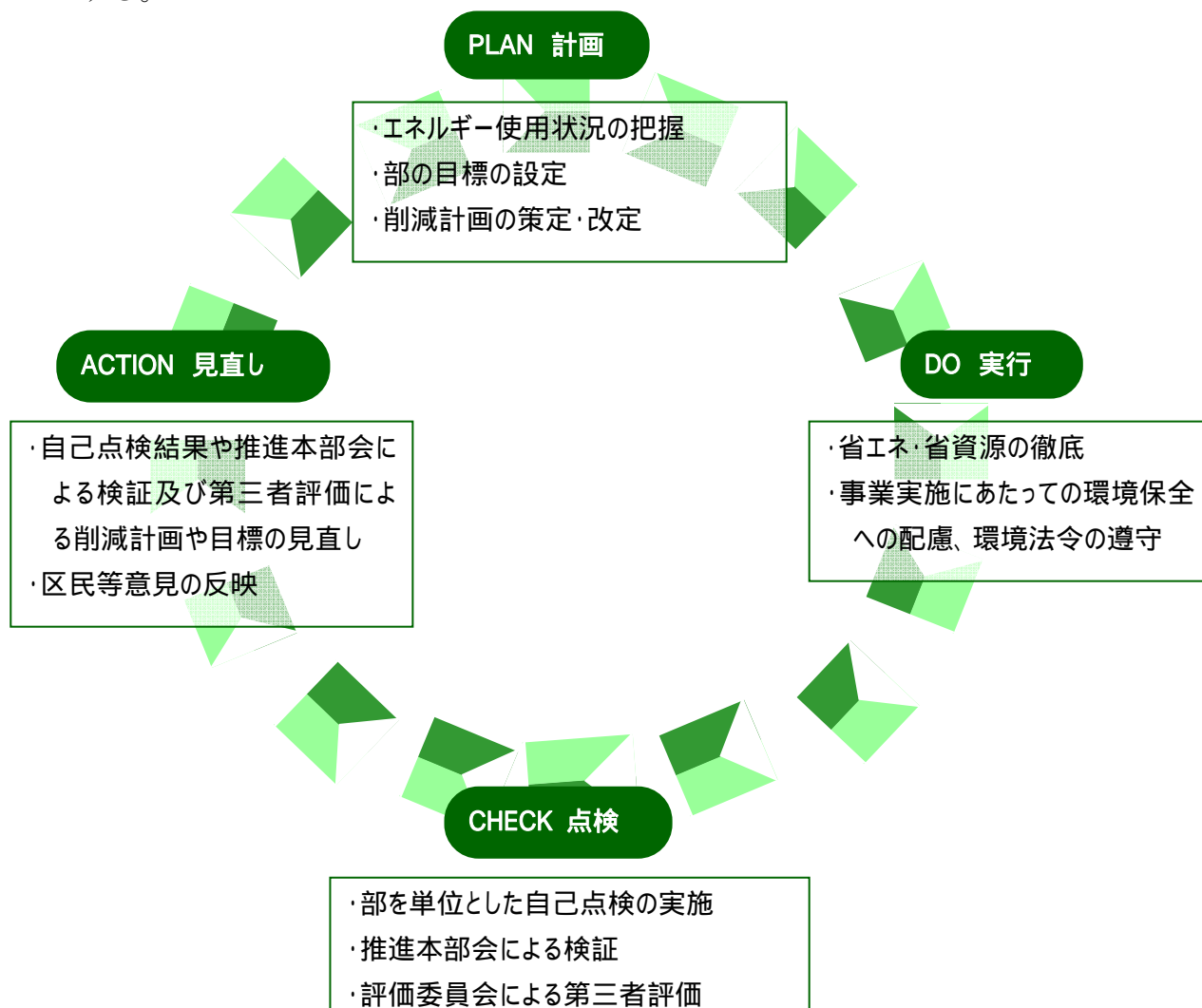
主管部門においては、「自己検査員」を選任し、エネルギーの管理状況や環境配慮行動、環境法令の遵守状況を自己点検する。

② (仮称)実施プラン推進本部会による検証

(仮称)実施プラン推進本部会において、実施プランの適正な進行管理とPDCAサイクルに基づき自己点検結果の検証を行うとともに、必要に応じて「技術管理者」に専門的な助言を要請する。

③ (仮称)実施プラン評価委員会による第三者評価

実施プランの取組状況や成果等について客観性と透明性を確保するため、学識経験者、区民等から構成する(仮称)実施プラン評価委員会を設置し、第三者評価を行うものとする。



(2) 実施プランの取組状況の公表

エネルギー管理と環境配慮行動に関する取組状況や第三者評価の概要等について、毎年度、杉並区環境清掃審議会等に報告し、意見を聴取するとともに、区広報や区公式ホームページ等により、定期的に区民に公表する。

資料編

資料1 エネルギー使用量原油換算 30kℓ以上の主な区有施設

資料2 環境マネジメントシステムの実績

資料3 関係法令等の抜粋

- (1) エネルギーの使用の合理化に関する法律
- (2) エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令
- (3) 平成21年3月31日経済産業省告示第66号
- (4) 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例
- (5) 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則
- (6) 地球温暖化対策の推進に関する法律
- (7) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律

資料4 エネルギー管理に関する法令の比較

1 エネルギー使用量原油換算30k以上の主な区有施設

(1) 区長部局

施設名	電気 (kWh)	ガス (m ³)	原油量 (k)
地域区民センター(7ヵ所)	3,914,646	233,992	1,278.6
杉並保健所	669,004	70,271	253.7
杉並会館	639,396	32,289	202.0
荻窪事務所(あんさんぶる荻窪)	531,300	39,397	182.4
杉並中継所	539,460	3,095	142.4
こども発達センター	373,452	21,938	121.5
高円寺・高井戸保健センター	395,597	14,844	119.0
杉並清掃事業所	274,315	25,826	100.5
方南支所	179,042	44,965	98.3
児童青少年センター	305,217	215	78.8
産業商工会館	239,065	5,349	67.7
井草森公園管理事務所	260,124	201	67.0
すぎのき生活園	187,483	15,109	65.8
杉並清掃事務所	133,869	21,398	59.3
障害者福祉会館	183,561	7,821	56.3
高円寺事務所	158,539	0	40.8
下井草分室	78,635	16,126	38.9
なのはな生活園	91,210	12,161	37.6
浜田山会館	141,606	0	36.4
堀ノ内東保育園・児童館	74,734	13,103	34.4
高井戸児童館・会議室	96,616	5,583	31.3
井草保育園・児童館・ゆうゆう館	80,299	9,188	31.3
方南会館	117,229	48	30.2

エネルギー使用量の数値は、平成20年度実績による。(30ヵ所程度)

(2) 教育機関

施設名	電気 (kWh)	ガス (m ³)	原油量 (k)
小学校(43校)	7,652,575	792,924	2,889.0
中学校(23校)	5,181,557	396,754	1,793.4
図書館(13館)	2,677,429	124,735	833.3
上井草スポーツセンター	1,623,765	193,737	642.7
社会教育センター	886,116	69,858	309.0
杉十小・高井戸温水プール	714,944	98,557	298.3
体育館(5館)	838,639	21,614	240.8
済美教育センター	267,997	24,764	97.7
下高井戸・松ノ木運動場	556,273	2,518	146.0
郷土博物館	354,676	0	91.2
済美養護学校	267,546	10,943	81.5
科学館	192,224	22,274	75.3
教職員研修所	230,326	2,131	61.7
南伊豆健康学園	147,515	3,108	41.5

エネルギー使用量の数値は、平成20年度実績による。(90ヵ所程度)

2 環境マネジメントシステムの実績

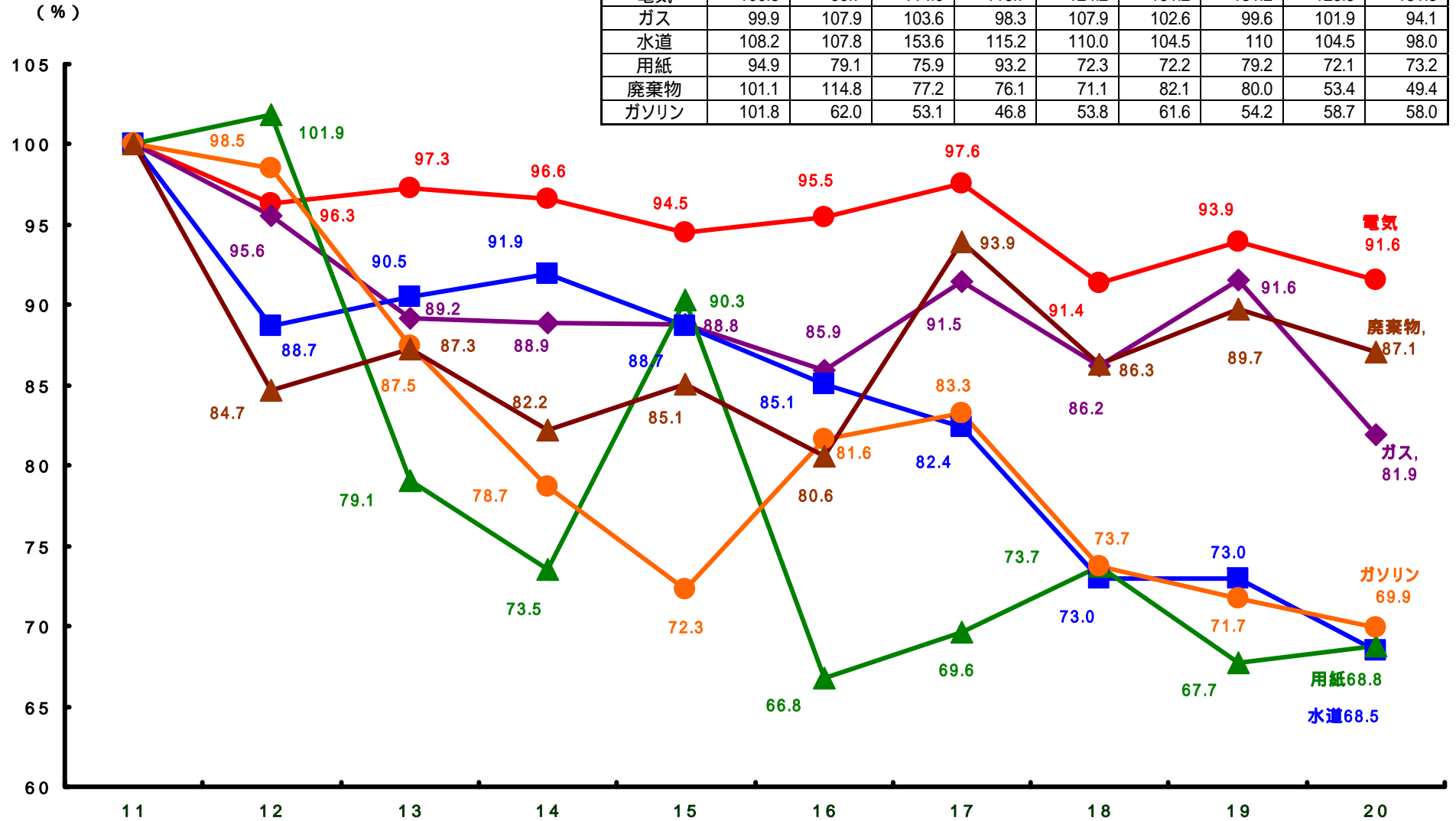
～10年間の取組状況～

【総括】

区分	認証取得	主な取組内容	主な成果
区 長 部 局	平成13年 10月	<ol style="list-style-type: none"> 1 省エネ・省資源の推進 2 環境関連法令の順守 3 環境の保全 4 区民・事業者との協働による省エネ・環境配慮行動の推進 	<ol style="list-style-type: none"> 1 職員の環境意識の向上 2 環境施策に対する意思の明確化 3 環境方針の公表による透明性の向上 4 コスト及び温室効果ガスの削減 <ol style="list-style-type: none"> ①コスト削減 年平均 約1億5,000万円 累計9億3,000万円 ②CO2削減 年平均 1,500 t /CO2 累計12,000 t /CO2
教 育 機 関	平成15年 2月	<ol style="list-style-type: none"> 1 家庭・地域ぐるみによる環境教育の推進 2 環境配慮型の施設づくり 3 学校、図書館等105施設全体での環境マネジメントシステムへの取組み 	<ol style="list-style-type: none"> 1 職員の環境意識の向上 2 「キッズISO」への取組みと学校における環境教育の進展 3 エコスクールの重点的・計画的な推進 4 コストの削減 年平均 約2億5,000万円 累計約15億2,000万円
課題・問題点		<ol style="list-style-type: none"> 1 管理項目や帳票類作成など事務処理における職員の負担感 2 実施方法の簡素化・効率化の必要性 3 目標の設定方法や基準年度(平成11年度)のあり方 4 認証コスト 	

10年間のエネルギー使用量等の推移(区長部局)

本庁舎エネルギー使用量の推移						11年度を100とする			
	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
電気	100.8	99.7	114.0	116.7	124.2	131.2	131.2	129.5	131.3
ガス	99.9	107.9	103.6	98.3	107.9	102.6	99.6	101.9	94.1
水道	108.2	107.8	153.6	115.2	110.0	104.5	110	104.5	98.0
用紙	94.9	79.1	75.9	93.2	72.3	72.2	79.2	72.1	73.2
廃棄物	101.1	114.8	77.2	76.1	71.1	82.1	80.0	53.4	49.4
ガソリン	101.8	62.0	53.1	46.8	53.8	61.6	54.2	58.7	58.0



【10年間のエネルギー使用量等の推移の分析(区長部局)】

時代環境の変化に応じて、常に先駆的な政策課題に取り組むことにより、一時的又は断続的な環境負荷の増加が見られるものの、環境マネジメントシステムに対する職員の主体的かつ継続的な取組みにより、エネルギー使用量等は、基準年度である平成11年度比で、概ね減少傾向にある。

【電 気】

電気使用量は、平成20年度で、11年度比▲8.4%、平均▲5.0%である。平成17年度は、一人一台パソコンの導入等により、電気使用量が拡大したため、削減率が鈍化し、最低の▲2.4%となったが、この間の本庁舎の土日開庁等を考慮すれば、概ね順調な結果といえる。

【ガ ス】

ガス使用量は、平成20年度で、11年度比▲18.1%、平均▲11.1%である。近年は、ガスエアコンの導入等が増加要因となるほか、天候などの自然現象による影響があるため、年度により削減率の較差が大きくなっている。

【水 道】

水道使用量は、平成20年度で、11年度比▲31.5%、平均▲17.6%である。ゆうゆう館の入浴事業の廃止など、事業の見直しによる減少効果のほか、水道蛇口の流量調節、雨水利用やトイレ設備の工夫など、地道な取組みの成果といえる。

【ガソリン】

ガソリン使用量は、平成20年度で、11年度比▲30.1%、平均▲20.3%である。日常の危機管理活動や集中豪雨等に伴う緊急時の対応など、庁有車稼働率の年度による増減はあるものの、ノーカーデーの徹底をはじめ、自転車や公共交通機関の利用拡大などにより、全体的に大きな削減率を達成している。

【用 紙】

用紙は、平成20年度で、11年度比▲31.2%、平均で▲23.2%である。用紙については、一時的な増が見られるものの、概ね60%台で推移している。なお、区民サービスを目的として、定期的かつ一時的に大量に使用する用紙類で、特に指定したものは、算定対象から除外している。

【廃棄物】

廃棄物は、平成20年度で、11年度比▲12.9%、平均で▲13.7%である。廃棄物については、一時的な増が見られるが、全体的には80%台で推移している。プラスチックなどの不燃物の一層の削減が必要である。

3 関係法令等の抜粋

(1) エネルギーの使用の合理化に関する法律

(エネルギー使用者の努力)

第4条 エネルギーを使用する者は、基本方針の定めるところに留意して、エネルギーの使用の合理化に努めなければならない。

(事業者の判断の基準となるべき事項)

第5条 経済産業大臣は、工場等におけるエネルギーの使用の合理化の適切かつ有効な実施を図るため、次に掲げる事項並びにエネルギーの使用の合理化の目標及び当該目標を達成するために計画的に取り組むべき措置に関し、工場等においてエネルギーを使用して事業を行う者の判断の基準となるべき事項を定め、これを公表するものとする。

- 一 工場等であって専ら事務所その他これに類する用途に供するものにおけるエネルギーの使用の方法の改善、エネルギーの消費量との対比における性能が優れている機械器具の選択その他エネルギーの使用の合理化に関する事項
- 二 工場等（前号に該当するものを除く。）におけるエネルギーの使用の合理化に関する事項であって次に掲げるもの
 - イ 燃料の燃焼の合理化
 - ロ 加熱及び冷却並びに伝熱の合理化
 - ハ 廃熱の回収利用
 - ニ 熱の動力等への変換の合理化
 - ホ 放射、伝導、抵抗等によるエネルギーの損失の防止
 - ヘ 電気の動力、熱等への変換の合理化

(特定事業者の指定)

第7条 経済産業大臣は、工場等を設置している者（第十九条第一項に規定する連鎖化事業所を除く。第三項において同じ。）のうち、その設置しているすべての工場等におけるエネルギーの年度（四月一日から翌年三月三十一日までをいう。以下同じ。）の使用量の合計量が政令で定める数値以上であるものをエネルギーの使用の合理化を特に推進する必要がある者として指定する。

- 2 前項のエネルギーの年度の使用量は、政令で定めるところにより算定する。
- 3 (略)

(地方公共団体の教育活動等における配慮)

第85条 地方公共団体は、教育活動、広報活動等を行うに当たっては、できる限り、エネルギーの使用の合理化等に関する地域住民の理解の増進に資するように配慮するものとする。

(2) エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令

○政令第40号

エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令

(特定事業者の指定に係るエネルギーの使用量)

第2条 法第七条第一項のエネルギーの年度の使用量の合計量についての政令で定める数値は、次項により算定した数値で千五百キロリットルとする。

2 法第七条第二項の政令で定めるところにより算定するエネルギーの年度の使用量は、当該年度において使用した燃料の量並びに当該年度において他人から供給された熱及び電気の量をそれぞれ経済産業省令で定めるところにより原油の数量に換算した量を合算した量（以下「原油換算エネルギー使用量」という。）とする。

(3) 平成 21 年 3 月 31 日経済産業省告示第 66 号

II エネルギーの使用の合理化の目標及び計画的に取り組むべき措置

事業者は、上記 I に掲げる諸基準を遵守するとともに、その設置している工場等におけるエネルギー消費原単位を管理し、その設置している工場等全体として又は工場等ごとにエネルギー消費原単位を中長期的にみて年平均 1 パーセント以上低減させることを目標として、技術的かつ経済的に可能な範囲内で、1 及び 2 に掲げる諸目標及び措置の実現に努めるものとする。

また、別表第 6 に掲げる事業を行う者は、同表に掲げる指標を向上又は低減させるよう努めるものとし、その際、各工場等における状況を把握しつつ、技術的かつ経済的に可能な範囲内において、中長期的に当該指標が同表に掲げる水準となることを目指すものとする。

また、事業者は、将来に向けて、これらの措置を最大限より効果的に講じていくことを目指して、中長期的視点に立った計画的な取組に努めなければならないものとする。

(4) 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例

(事業者の責務)

第4条 事業者は、その事業活動に伴って生ずる環境への負荷の低減及び公害の防止のために必要な措置を講ずるとともに、知事が行う環境への負荷の低減及び公害の防止に関する施策に協力しなければならない。

1 事業者は、環境への負荷の低減及び公害の防止のために従業者の訓練体制その他必要な管理体制の整備に努めるとともに、その管理に係る環境への負荷の状況について把握し、並びに公害の発生源、発生原因及び発生状況を常時監視しなければならない。

(用語の定義)

第5条の7 この節及び次節において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 温室効果ガス排出量 温室効果ガスである物質ごとに、温室効果ガス排出事業者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出の量として規則で定める方法により算定される当該物質の量に当該物質の地球温暖化係数(温室効果ガスである物質ごとに地球温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値として国際的に認められた知見に基づき規則で定める係数をいう。)を乗じて得た量をいう

- 二 特定温室効果ガス 温室効果ガス排出量の削減が特に必要な温室効果ガスとして規則で定めるものをいう。
- 三 その他ガス 特定温室効果ガス以外の温室効果ガスをいう。
- 四 特定温室効果ガス排出量 特定温室効果ガスに係る温室効果ガス排出量をいう。
- 五 その他ガス排出量 その他ガスに係る温室効果ガス排出量をいう。
- 六 事業所 建物又は施設(以下「建物等」という。)(エネルギー管理の連動性を有する複数の建物等がある場合は、これらを一の建物等とみなし、建物等(当該みなされた建物等を含む。)の所有者がその近隣に建物等を所有する場合で規則で定めるものは、当該近隣の建物等を合わせて一の建物等とみなす。)をいう。
- 七 エネルギー管理の連動性 事業活動に係るエネルギー(貨物又は旅客の輸送の用に供されるエネルギーを除く。)の一体的な管理が可能な状態として規則で定める状態にあることをいう。
- 八 指定地球温暖化対策事業所 地球温暖化の対策を特に推進する必要がある事業所として、次条第一項の規定により知事が指定する、前年度の温室効果ガスの排出の状況が規則で定める要件に該当した事業所(第九条の二第一項に規定する特定エネルギー供給事業者の特定エネルギーの供給に係る規則で定める事業所を除く。)をいう。
- 九 特定地球温暖化対策事業所 指定地球温暖化対策事業所のうち、特定温室効果ガス排出量を削減する必要がある事業所として、次条第三項の規定により知事が指定する、規則で定める年度以降において、前年度の温室効果ガスの排出の状況が規則で定める期間連続して前号の要件に該当した事業所をいう。
- 十 削減計画期間 都内全体の特定地球温暖化対策事業所からの特定温室効果ガス排出量の削減の程度を知事が確認するものとして規則で定める期間ごとの各期間をいう。
- 十一 削減義務期間 各削減計画期間内において、特定地球温暖化対策事業所に該当する年度から当該削減計画期間の終了年度(第五条の十八の規定により終了年度が変更された場合にあっては、当該変更後の終了年度)までをいう。
- 十二 排出総量 一の特定地球温暖化対策事業所における特定温室効果ガス年度排出量(一年度の特定温室効果ガス排出量をいう。以下同じ。)の削減義務期間における合計をいう。
- 十三 基準排出量 一の特定地球温暖化対策事業所において、特定温室効果ガス年度排出量との増減を比較する基準となる量をいう。
- 十四 削減義務率 一の特定地球温暖化対策事業所において、基準排出量に対して特定温室効果ガス年度排出量を削減すべき割合をいう。
- 十五 削減義務量 削減義務期間の各年度ごとに、基準排出量(第五条の十四第二項の規定により基準排出量に変更された年度については、その変更後の量。次号において同じ。)に削減義務率(第五条の十五第二項の規定により削減義務率が減少した年度については、その減少後の値)を乗じて得た量を、当該削減義務期間において合計した量をいう。
- 十六 排出削減量 削減義務期間の各年度の基準排出量を合算して得た量から排出総量を減じて得た量をいう。

十七 義務充当 第五条の十一第一項第一号のその他ガス削減量又は同項第二号の振替可能削減量を同項の義務の履行に充てるものとして第五条の十九第一項に規定する削減量口座簿に記録することをいう。

(指定地球温暖化対策事業所の指定等)

第5条の8 知事は、前年度の温室効果ガスの排出の状況が前条第八号の規則で定める要件に該当する事業所を指定地球温暖化対策事業所として指定するものとする。

2 事業所を所有している事業者(当該事業者以外にも当該事業所の事業活動に伴う温室効果ガスの排出について責任を有する者として規則で定める者がある場合において、当該者が、規則で定めるところにより、知事に届け出た場合においては、当該届出者。以下この節において「所有事業者等」という。)は、当該事業所の前年度の温室効果ガスの排出の状況が前条第八号の規則で定める要件に該当するときは、特定温室効果ガスの排出の状況に関し、前年度の特定温室効果ガス年度排出量その他の規則で定める事項を、規則で定めるところにより、第五条の十一第四項の規定による検証の結果を添えて、知事に届け出なければならない。ただし、指定地球温暖化対策事業所については、この限りでない。

3 知事は、前条第九号の特定地球温暖化対策事業所の要件に該当する事業所を、特定地球温暖化対策事業所として指定するものとする。

4 知事は、第一項又は前項の指定を行ったときは、規則で定めるところにより、その旨を当該指定に係る事業所を所有している事業者(第二項の温室効果ガスの排出について責任を有する者の届出をした者がある場合にあっては、当該届出者を含む。)に通知するものとする。

(特定地球温暖化対策事業所の温室効果ガス排出量の削減)

第5条の11 特定地球温暖化対策事業所の所有事業者等(以下「特定地球温暖化対策事業者」という。)は、各削減義務期間ごとに、当該特定地球温暖化対策事業所における算定排出削減量(排出削減量に、第一号の量及び第二号の量を加え、第三号の量を減じて得た量をいう。以下同じ。)を、当該削減義務期間終了後の規則で定める日までに、削減義務量以上としなければならない。

(削減目標の設定)

第5条の24 指定地球温暖化対策事業者は、指定地球温暖化対策事業所ごとに、規則で定めるところにより、温室効果ガス排出量の削減を進めるための定量的な目標(以下「削減目標」という。)を定めるものとする。

2 特定地球温暖化対策事業者は、削減目標のうち、特定地球温暖化対策事業所の算定排出削減量に係る目標について、削減義務量以上の目標値を設定しなければならない。

(温室効果ガス排出量の把握)

第5条の25 指定地球温暖化対策事業者は、毎年地球温暖化対策事業所ごとに、前年度における特定温室効果ガス度、指定年度排出量及びその他ガス年度排出量(一年度のその他ガス排出量をいう。以下同じ。)を把握しなければならない。

(地球温暖化対策計画書の作成等)

第6条 指定地球温暖化対策事業者は、毎年度、指定地球温暖化対策事業所ごとに、次に掲げる事項を記載した計画書(以下「地球温暖化対策計画書」という。)を、地球温暖化対策指針に基づき作成し、第六号の量については、第五条の十一第四項の規定による検証の結果を添えて、規則で定めるところにより、知事に提出しなければならない。ただし、第五条の八第二項の規定により検証の結果が既に提出されているときは、同号の量について検証の結果を添えることは要しない。

- 一 第五条の十一第一項の義務の履行の状況(特定地球温暖化対策事業所に限る。)
- 二 当該計画の期間
- 三 削減目標
- 四 削減目標を達成するための温室効果ガス排出量の削減等の措置の計画
- 五 前号の措置の実施状況
- 六 前条の特定温室効果ガス年度排出量
- 七 前条のその他ガス年度排出量
- 八 次条第一項の統括管理者及び同条第二項の技術管理者の氏名
- 九 その他地球温暖化の対策に関して規則で定める事項

(地球温暖化対策計画の公表)

第8条 指定地球温暖化対策事業者は、地球温暖化対策計画書を提出したときは、規則で定めるところにより、遅滞なくその内容を公表しなければならない。

2 (略)

(勧告)

第8条の4 知事は、指定地球温暖化対策事業者又はテナント等事業者が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該事業者に対し必要な措置をとることを勧告することができる。

- 一 第七条第一項の規定による整備をしなかったとき。
- 二 第七条第二項の規定による参画をしなかったとき。
- 三 第七条第五項の規定による提出をしなかったとき。
- 四 第八条第一項の規定による公表をしなかったとき。
- 五 正当な理由なく前条の規定による指導及び助言に従わず、かつ、第七条第四項の規定による協力又は同条第六項の規定による地球温暖化の対策の推進が著しく不十分であるとき。

2 知事は、前項第五号の規定による勧告を行おうとする場合においては、あらかじめ専門的知識を有する者の意見を聴くものとする。

(措置命令)

第8条の5 知事は、特定地球温暖化対策事業者又は特定地球温暖化対策事業者であった者(以下「特定地球温暖化対策事業者等」という。)が第五条の十一第一項の義務を履行できなかったと認めるときは、当該特定地球温暖化対策事業者等に対し、相当の期限を定めて、第一号の量と第二号の量を同量にすることを命ずることができる。

- 一 第五条の十一第一項の算定排出削減量が削減義務量に不足した量に、当該不足の量に十分の三を上限として規則で定める値を乗じて得た値を加えた量
 - 二 命令があった日の属する削減義務期間における算定排出削減量であって、知事が認める量のうち、充当記録(当該命令の履行に充てるものとして規則で定める手続により第五条の十九第一項の削減量口座簿に記録することをいう。以下同じ。)を行った量
- 2 前項の規定による命令があった場合において、当該命令があった日の属する削減義務期間における当該特定地球温暖化対策事業者等の第五条の十一第一項の義務に係る算定排出削減量は、充当記録を行った量のうち知事が認める量を減じた値とする。
 - 3 第一項の規定による命令があった場合において、特定地球温暖化対策事業者等が当該命令の内容を履行しないときは、知事は、当該特定地球温暖化対策事業者等に代わって、同項第二号の量が同項第一号の量に不足する量と同量の振替可能削減量について充当記録を行うことができる。
 - 4 知事は、前項の規定による充当記録の実施のために費用を負担したときは、当該費用については、特定地球温暖化対策事業者等に負担を求めることができる。

(地球温暖化対策報告書の作成等)

- 第8条の23** その設置している事業所等(定型的な約款による契約に基づき、特定の商標、商号その他の表示を使用させ、商品の販売又は役務の提供に関する方法を指定し、かつ、継続的に経営に関する指導を行う事業であって、当該約款に、当該事業に加盟する者(以下「加盟者」という。)が設置している事業所等における温室効果ガスの排出に関する事項であって規則で定めるものに係る定めがあるもの(以下「連鎖化事業」という。)を行う者について、その加盟者が設置している当該連鎖化事業に係るすべての事業所等を含む。以下この条において同じ。)(事業活動に伴う温室効果ガス排出量が相当程度の範囲にあるものとして規則でその規模の上限及び下限を定める事業所等に限り。)における事業活動に伴う温室効果ガス排出量が相当程度多い事業者として規則で定める要件に該当した事業者(以下「地球温暖化対策事業者」という。)は、当該要件に該当した年度以降、毎年度、当該事業所等ごとに、規則で定める温室効果ガスに係る前年度の温室効果ガス排出量、地球温暖化の対策の取組状況等を記載した報告書(以下「地球温暖化対策報告書」という。)を、地球温暖化対策指針に基づき作成し、規則で定めるところにより、知事に提出しなければならない。ただし、当該地球温暖化対策報告書の内容により、当該要件に該当しないことを知事が確認することができた場合にあっては、この限りでない。
- 2 温室効果ガス排出事業者は、毎年度、その設置している事業所等(その規模が前項の上限以下の事業所等に限り、同項の規定により地球温暖化対策報告書が提出された事業所等を除く。)ごとに、地球温暖化対策報告書を、地球温暖化対策指針に基づき作成し、規則で定めるところにより、知事に提出することができる。

- 3 地球温暖化対策事業者等(地球温暖化対策事業者及び前項の規定により地球温暖化対策報告書を提出した者をいう。以下同じ。)は、地球温暖化対策事業者等が実施すべき地球温暖化の対策として地球温暖化対策指針に定める対策を推進しなければならない。

(地球温暖化対策報告書の公表)

第8条の24 地球温暖化対策事業者は、前条第一項の地球温暖化対策報告書を提出したときは、規則で定めるところにより、遅滞なくその内容を公表しなければならない。

2 (略)

(指導及び助言)

第8条の25 知事は、地球温暖化対策事業者等に対し、第八条の二十三第三項の規定による地球温暖化の対策の実施について、必要な指導及び助言を行うことができる。

(勧告)

第9条 知事は、地球温暖化対策事業者が、第八条の二十三第一項の規定による地球温暖化対策報告書の提出をしなかったときは、当該事業者に対し、期限を定めてその期間内に提出することを勧告することができる。

2 知事は、地球温暖化対策事業者等が、正当な理由なく前条の規定による指導及び助言に従わず、かつ、第八条の二十三第三項の規定による対策の推進が地球温暖化対策指針に照らして著しく不十分であるときは、当該地球温暖化対策事業者等に対し、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

3 知事は、前項の規定による勧告を行おうとする場合においては、あらかじめ専門的知識を有する者の意見を聴くものとする。

(5) 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則

(指定地球温暖化対策事業所等)

第4条 条例第五条の七第八号に規定する規則で定める要件は、事業所における原油換算エネルギー使用量(燃料及びこれを熱源とする熱(他人から供給されたものに限る。))並びに電気(燃料を変換して得られた電気であって、当該電気を発生させた者が自ら使用するもの並びに再生可能エネルギーを変換して得られた電気であって、当該電気を発生させた者が自ら使用するもの及び当該電気のみを供給する者から供給(電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)第二条第一項第十五号の託送供給を除く。))を受けたものを除く。)の年度の使用量(別表第一の二の第一欄に掲げる燃料等の区分ごとに同表の第二欄に掲げる単位で表した量をいう。)に、当該区分に応じ当該燃料等の一当該単位当たりのギガジュールで表した発熱量として同表の第三欄に掲げる係数を乗じて得られる発熱量を合算し、発熱量一ギガジュールを原油〇・〇二五八キロリットルとして換算する方式により原油の数量に換算したものをいう。以下同じ。)が千五百キロリットル以上であることとする。

(削減計画期間)

第4条の3 条例第五条の七第十号に規定する規則で定める期間ごとの各期間は、平成二十二年度から始まる五箇年度ごとの各期間とする。

(削減義務率)

第4条の16 条例第五条の十二に規定する規則で定める区分ごとに定める平成二十二年度から始まる削減計画期間における削減義務率は、次の表の上欄に掲げる事業所の種類に応じ、当該下欄に掲げる割合とする。

事業所の種類	割合	
<p>第一区分事業所(主たる用途が次に掲げる用途又はこれらに類する用途で構成される事業所及び熱供給事業所をいう。以下同じ。)</p> <p>事務所(試験、研究、設計又は開発のためのものを含む。)又は営業所 官公庁の庁舎 百貨店、飲食店その他の店舗 旅館、ホテルその他の宿泊施設 学校その他の教育施設 病院その他の医療施設 社会福祉施設 情報通信施設 美術館、博物館又は図書館 展示場 集会場又は会議場 結婚式場又は宴会場 映画館、劇場又は観覧場 遊技場 体育館、競技場、水泳プールその他の運動施設 (略)</p>	<p>一) 次に掲げる事業所 熱供給事業所 熱供給事業所以外で、知事が別に定める基準となる期間における他人から供給された熱に係る原油換算エネルギー使用量の、当該期間におけるすべての燃料等に係る原油換算エネルギー使用量に占める割合が平均で二割未満であるもの</p>	<p>百分の八</p>
	<p>(二) (一)以外のもの</p>	<p>百分の六</p>
<p>第二区分事業所(一以外の事業所をいう。以下同じ。)</p>		<p>百分の六</p>

(基準排出量)

第4条の17 条例第五条の十三第一項第一号に規定する規則で定める期間及び規則で定める方法により算定する量は、平成十四年度から平成十九年度までの間で特定地球温暖化対策事業者が選択する連続する三箇年度(当該三箇年度のうちに特定地球温暖化対策事業所の特定温室効果ガス年度排出量が標準的でないと知事が特に認める年度がある場合にあつては、当該年度を除く二箇年度)の特定温室効果ガス年度排出量の平均の量とする。

2 (略)

(地球温暖化対策報告書の作成等)

第5条の17 条例第八条の二十三第一項に規定する温室効果ガス排出量が相当程度の範囲にあるものとして規則でその規模の上限及び下限を定める事業所等は、その事業所等における前年度の原油換算エネルギー使用量が、三十キロリットル以上千五百キロリットル未満の事業所等(指定地球温暖化対策事業所及び特定テナント等事業所を除く。)とする。

- 2 条例第八条の二十三第一項に規定する規則で定める要件は、その設置している事業所等のうち、前項の要件に該当するすべての事業所等の前年度の原油換算エネルギー使用量の合計が三千キロリットル以上であることとする。

(6) 地球温暖化対策の推進に関する法律

(地方公共団体実行計画等)

第20条の3 都道府県及び市町村は、京都議定書目標達成計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 地方公共団体実行計画の目標
- 三 実施しようとする措置の内容
- 四 その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項

3 (略)

10 都道府県及び市町村は、毎年一回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む。）を公表しなければならない。

(7) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律

(地方公共団体及び地方独立行政法人による環境物品等の調達の推進)

第10条 都道府県、市町村及び地方独立行政法人は、毎年度、物品等の調達に関し、当該都道府県及び市町村の当該年度の予算及び事務又は事業の予定等を勘案して、環境物品等の調達の推進を図るための方針を作成するよう努めるものとする。

2 前項の方針は、都道府県及び市町村にあっては当該都道府県及び市町村の区域の自然的社会的条件に応じて、地方独立行政法人にあっては当該地方独立行政法人の事務及び事業に応じて、当該年度に調達を推進する環境物品等及びその調達の目標について定めるものとする。この場合において、特定調達品目に該当する物品等については、調達を推進する環境物品等として定めるよう努めるものとする。

3 都道府県、市町村及び地方独立行政法人は、第一項の方針を作成したときは、当該方針に基づき、当該年度における物品等の調達を行うものとする。

(環境物品等の調達の推進に当たっての配慮)

第11条 国、独立行政法人等、都道府県、市町村及び地方独立行政法人は、環境物品等であっても、その適正かつ合理的な使用に努めるものとし、この法律に基づく環境物品等の調達の推進を理由として、物品等の調達量の増加をもたらすことのないよう配慮するものとする。

4 エネルギー管理に関する法令の比較

～エネルギーの使用の合理化に関する法律及び都民の健康と安全を確保する環境に関する条例～

区分	エネルギーの使用の合理化に関する法律 (経済産業省)	都民の健康と安全を確保する環境に関する条例 (東京都環境局)	
目的	エネルギー管理に関する取組みの強化 (事業者単位)	温室効果ガス排出総量削減の義務化 (事業者単位)	
対象施設	区有施設(特定事業者の指定)全ての事業所のエネルギー使用量の合計が原油換算で1,500kℓ以上の事業者が該当 ①区長部局の所管施設 ②教育委員会の所管施設	大規模事業所 (原油換算 1,500kℓ以上)	中・小規模事業所 (原油換算 30kℓ～1,500kℓ) ※30kℓ未滿は規制なし
		本庁舎	杉並保健所等 約30カ所程度 学校、図書館等 約90カ所程度
削減目標	区有施設全体で対前年度比平均1%以上(努力義務)	温室効果ガス8% (対基準年度平均) ※計画期間 平成22年度～ 26年度	規制なし
管理体制	①エネルギー管理統括者 ②エネルギー管理企画推進者 (エネルギー管理講習修了者又は管理士) ③エネルギー管理員(職員)本庁舎のみ	①統括管理者 ②技術管理者 ※エネルギー管理士等	
管理方法	①使用量の計測・記録 (施設単位・原油換算) ②定期報告書の作成、提出	①温室効果ガスの算出 (施設単位・原油換算) ②地球温暖化対策計画書作成、検証機関による検証	①CO ₂ 排出量の算出 (施設単位・原油換算) ②地球温暖化対策報告書の作成・報告・公表義務
罰則	100万円又は50万円以下の罰金など ※エネルギー管理員の未選任等	①措置命令、罰金50万円 ※削減義務の未達成、措置命令違反	①助言・指導 ②勧告及び公表 ※助言、指導違反
対象項目	電気、ガス、上下水道、ガソリン、重油、軽油、灯油、LPG、CNG、		

杉並区環境・省エネ対策実施プラン
～杉並区役所エネルギー管理指針～

登録印刷物番号

21-0108

平成 22 年 2 月発行



杉並区 環境清掃部 環境都市推進課
〒166-8570 杉並区阿佐谷南 1-15-1
☎ 03-3312-2111 (大代表)

【紙ヘリサイクル可】